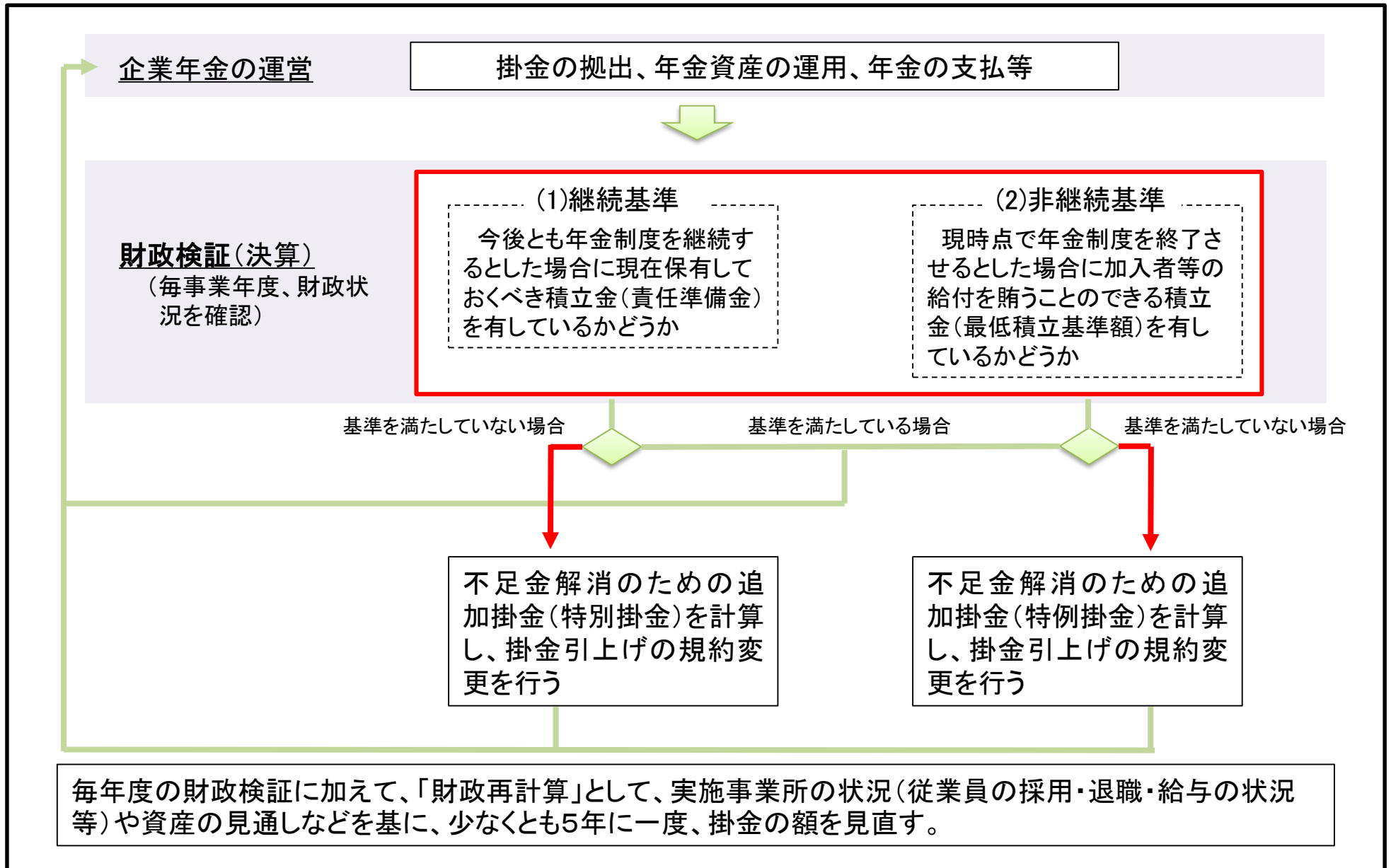


DBの掛金設定の弾力化の検討について

確定給付企業年金(DB)の財政運営の流れ

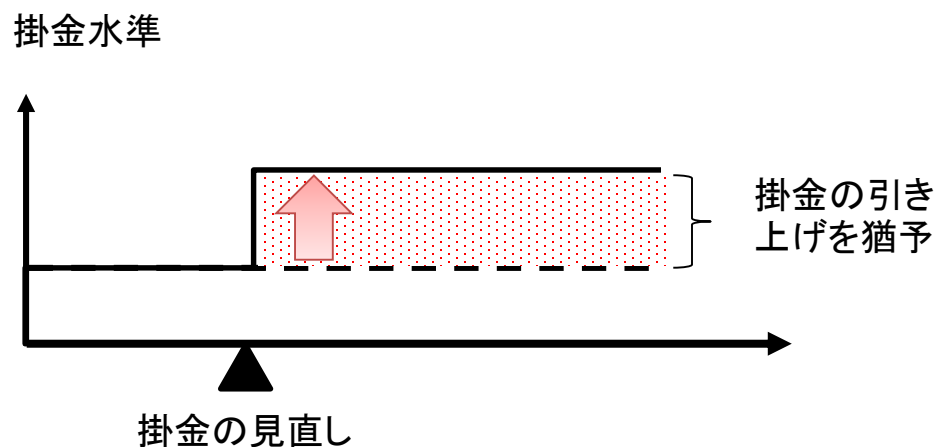


金融危機当時に講じたDB掛金設定の弾力化措置

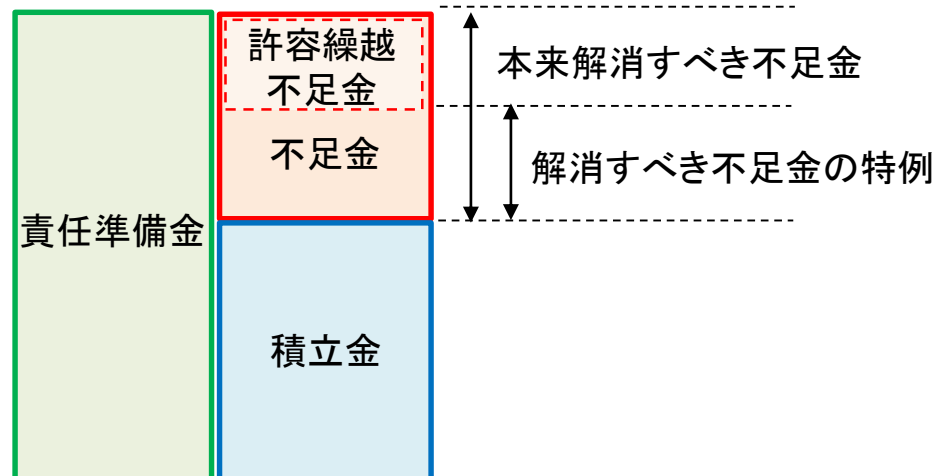
○ 2008(平成20)年9月の金融危機(リーマンショック)当時、実施事業所の経営の状況が悪化したことにより事業主がDB掛金を拠出することに支障があると見込まれる場合に、掛金の引上げの猶予等の措置を講じた。

金融危機当時に講じた措置

(1) 2008(平成20)年度決算に基づく財政検証や財政再計算の結果として、掛金引上げが必要となったDBで経営状況の悪化により掛金を拠出することに支障があると見込まれる場合には、2010(平成22)年4月1日から2012(平成24)年3月31日までの間、掛金(標準掛金・特別掛金・特例掛金)の引上げの猶予を認めた。



(2) 2009(平成21)年3月31日から2012(平成24)年3月31日までの間の日を計算基準日として、継続基準に抵触した場合の財政計算については、解消すべき不足金から、許容繰越不足金の全部又は一部を控除することができることとした。



※ 許容繰越不足金とは、責任準備金に対して積立不足が発生していても掛金見直しが不要とされる不足金をいい、許容繰越不足金の算定方法は次の3つの方法から選択する。

- ① 標準掛金収入現価 × 15%を上限として規約に定める率 とする方法
- ② 責任準備金 × 15%を上限として規約に定める率 とする方法
- ③ 上記①②のうち、いずれか低い額とする方法

議論いただきたい点

- 今般の新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、事業主がDB掛金を拠出することに支障があると見込まれる場合について、どう考えるか。
- 例えば、金融危機当時に講じたDB掛金設定の弾力化措置と同様の取扱いを認めることが考えられるがどうか。また、これ以外の措置としてどのような対応が考えられるか。